

平成 22 年 10 月 31 日

各 位

更 生 会 社 株 式 会 社 武 富 士
管 財 人 小 畑 英 一

会社更生手続開始決定に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 9 月 28 日掲載「会社更生手続開始の申立てに関するお知らせ」のとおり、平成 22 年 9 月 28 日に会社更生手続開始の申立てを東京地方裁判所に行いましたが、このたび、平成 22 年 10 月 31 日午前 10 時に東京地方裁判所より会社更生手続開始決定がなされ、同時に調査命令が発令されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

債権者の皆様をはじめ、これまでご支援ご協力を頂きました関係者の皆様に多大なるご迷惑をお掛けする事態となりましたことにつき、改めてお詫び申し上げます。

今後は、裁判所及び調査委員の監督のもと、従業員一同、会社の再建に全力を尽くして参る所存ですので、何卒格段のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 会社更生手続開始決定及び調査命令

平成 22 年(ミ)第 12 号会社更生事件(平成 22 年 9 月 28 日申立て)について、平成 22 年 10 月 31 日午前 10 時に、東京地方裁判所より会社更生手続開始決定がされ、同時に調査命令が発令せられました。

2. 管財人及び調査委員の氏名

管 財 人 小 畑 英 一
調 査 委 員 須 藤 英 章

以上

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 開始前会社株式会社武富士について更生手続を開始する。
- 2 管財人に次の者を選任する。

東京都千代田区九段北四丁目1番3号 飛栄九段北ビル10階

小 畑 英 一
- 3 更生債権等の届出をすべき期間等を次のとおり定める。
 - (1) 更生債権等の届出をすべき期間
平成23年2月28日まで
 - (2) 認否書の提出期限
平成23年4月28日まで
 - (3) 更生債権等の一般調査期間
平成23年5月2日から同年5月13日まで
- 4 更生会社, 更生債権者等, 株主, 労働組合等が, 管財人の選任について書面により意見を述べることができる期間を次のとおり定める。

平成22年12月28日まで
- 5 更生計画案の提出期間を次のとおり定める。
 - (1) 管財人が更生計画案を提出すべき期間
平成23年7月15日まで
 - (2) 更生会社, 届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間

平成23年7月8日まで

- 6 管財人は、会社更生法に定めるもののほか、次の行為をしなければならない。
- (1) 会社更生法84条1項に規定する報告書を平成23年1月31日までに裁判所に提出すること。
 - (2) 毎月、更生会社の業務及び財産の管理状況について、報告書及び損益計算書を作成し、翌月末日までに、報告書に損益計算書の写しを添付して裁判所に提出すること。
 - (3) 更生手続開始時における財産評定前の貸借対照表を作成後速やかに裁判所に提出すること。
 - (4) 会社更生法83条3項の規定による貸借対照表及び財産目録を作成後速やかに裁判所に提出すること。
 - (5) 更生計画案作成の時における清算価値及び継続企業価値による資産総額を記載した書面並びに更生手続開始後更生計画案作成時に至るまでの期間における損益計算書を作成して、更生計画案とともに裁判所に提出すること。
 - (6) 上記(1)から(5)までに定める文書を裁判所に提出したときは、その写しを調査委員に交付すること。
 - (7) 次項に定める裁判所の許可を求める場合に、あらかじめ、調査委員の意見を聴いてその概要を許可申請書に付記すること。
- 7 管財人は、次の行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。
- (1) 更生会社が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
 - (2) 更生会社の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（更生会社による取立てを除く。）
 - (3) 財産の譲受け（常務に属する財産の譲受けを除く。）
 - (4) 貸付け（常務に属する取引に関する場合を除く。）
 - (5) 借財（手形割引を含む。）及び保証

- (6) 会社更生法 61 条 1 項の規定による契約の解除
- (7) 訴えの提起及び保全，調停，支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ（訴訟等の目的の価額が 300 万円以下のものを除く。）
- (8) 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成 15 年法律第 138 号）第 2 条 1 項に規定する仲裁合意をいう。）
- (9) 債務免除，無償の債務負担行為及び権利の放棄
- (10) 共益債権（日常取引又は雇用関係によって生ずるもの及び国税徴収法又は国税徴収の例によって徴収することのできるものを除く。）であって，1000 万円を超えるものの承認及び弁済並びに取戻権の承認
- (11) 更生担保権に係る担保の変換（更新された火災保険契約に係る保険金請求権に対する担保変換としての質権の設定を除く。）
- (12) 更生会社の事業の維持更生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結

理 由

一件記録によれば，開始前会社には，会社更生法 17 条 1 項所定の更生手続開始の原因となる事実があると認められ，他方，同法 41 条 1 項各号に掲げる事由があるとは認められない。

よって，本件申立ては理由があるので主文第 1 項のとおり決定し，併せて会社更生法 42 条 1 項，72 条 2 項，84 条 2 項，85 条 4 項，146 条 3 項，184 条 1 項及び 2 項，会社更生規則 51 条 1 項の規定に基づき，主文第 2 項から第 7 項までのとおり決定する。

平成 22 年 10 月 31 日午前 10 時

東京地方裁判所民事第 8 部

裁判長裁判官 渡 部 勇 次

裁判官 福 井 章 代

裁判官 有 田 浩 規

別 紙

当 事 者 目 録

東京都新宿区西新宿八丁目15番1号

申立人（開始前会社）	株 式 会 社	武 富 士
代表者代表取締役	吉 田	純 一
申立人代理人弁護士	小 畑	英 一
同	植 村	京 子
同	本 山	正 人
同	柴 田	祐 之
同	島 田	敏 雄
同	倉 橋	博 文
同	本 多	一 成
同	上 野	尚 文
同	服 部	明 人
同	内 田	昌 彦
同	渡 邊	賢 作
同	高 田	千 早
同	森	拓 也
同	山 本	幸 治
同	高 野	大 滋 郎

以 上

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 石 井

晃

